



【山形県立図書館運営基本プランの位置付け】

◆山形県立図書館活性化基本計画（平成 28 年 3 月策定/山形県立図書館活性化検討委員会）

- ・位 置 付 け：「県民が集い・学ぶ図書館」を実現するための基本計画
- ・基本コンセプト：「県民が集い・学ぶ 本のまち」
- ・具体的方策の柱：「ときめく・たよれる・つながる・ひろがる」図書館

◆山形県立図書館運営基本プラン 2025（令和 4 年 3 月策定）

1 策定の目的

県立図書館の機能を最大限に活用し、すべての県民が利用しやすい図書館づくりを着実に進めていくため、5 年程度を期間とする「図書館運営指針」として策定

2 性 格

- (1) 図書館法第 7 条の 2 に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準^{※1}」に規定される「基本的運営方針」であり、中期的な「事業計画」の性格を持つもの
- (2) 関連計画^{※2}に掲げる施策展開に準拠するもの

3 期 間：第 6 次県教育振興計画の期間を勘案し、4 年(令和 4 年度～7 年度)

4 概 要：別添資料 2-2「現運営基本プランの概要」のとおり

5 推進体制：年度毎に「運営方針（当該事業年度の事業計画）」を策定して取組みを推進

※1「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

○管理運営

〔基本的運営方針及び事業計画〕

- ・設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努める。
- ・基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努める。

運営基本プラン策定時の関連計画^{※2}

第 6 次山形県教育振興計画

- ・後期計画：令和 2 年度～6 年度

第 3 次山形県子ども読書活動推進計画

- ・期間：平成 29 年度から概ね 5 年間

第 4 次山形県総合発展計画

- ・前期実施計画：令和 2 年度～6 年度

【次期運営基本プラン策定の方向性(案)】

- (1) 現運営基本プランの基本的事項は、「山形県立図書館活性化基本計画」の位置付け、基本コンセプト、具体的方策の柱を踏まえて整理したことから継承するものとする。
- (2) 上記(1)の基本的事項に基づく具体的な方策は、これまでの取組みの成果や課題、関連計画の更新を踏まえ、人口減少の加速化、包摂性のある社会・共生社会の実現に向けた要請などの社会環境の変化に対応した内容にアップデートしていく。
- (3) 期間は、第 7 次県教育振興計画の前期計画期間を勘案し、5 年(令和 8 年度～12 年度)とする。

関連計画(現時点)

第 7 次山形県教育振興計画

- ・前期計画：令和 7 年度～11 年度

第 4 次山形県子ども読書活動推進計画

- ・期間：令和 6 年度から概ね 5 年間

第 4 次山形県総合発展計画

- ・後期実施計画：令和 7 年度～11 年度